

【研究ノート】

介護現場における身体拘束廃止研修会事業の効果と課題

- X 県身体拘束廃止研修会事業への調査を手掛かりに -

山口 友佑*

要旨：本研究では、介護施設における身体拘束廃止の取り組みの一つである身体拘束廃止研修会事業に焦点を当て、参加した職員の意識の変化、研修会への満足度を明らかにし、研修会の効果、評価、今後の課題について考察を行った。

研究方法は、X 県が実施している平成 25 年度身体拘束廃止研修会に参加している職員を対象に、研修会前後で質問紙調査を実施した。

その結果、効果として研修会前後で緊急やむを得ないを含む身体拘束に対する意識の変化が見られたこと、評価として研修会に対する満足度が高いことが明らかになった。しかし、課題として研修会を通じても身体拘束に対する意識の変化が見られない職員や研修会に対して満足できていない職員の存在も明らかになった。今後これらの課題を解決するために、緊急やむを得ないを含む身体拘束を行わないためのスキルや参加する職員の現状に合った内容を提供して行くことが必要であることが明らかになった。

Key Words：緊急やむを得ない、身体拘束、研修会、効果、評価

I. 研究背景・目的

介護現場における身体拘束は、1999 年 3 月の厚生省令において、「指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なってはならない」という通知がされたことにより、介護現場における身体拘束は原則禁止となっている。その後、2000 年の介護保険法においても、身体拘束は原則禁止とされており、法律上身体拘束行為は原則禁止となっている。

2006 年に施行された高齢者虐待防止法の中には身体拘束という言葉は出てこないが、厚生労働省老健局から発表された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」の中で、「高齢者が、他人から不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当すると考えられる」とし、身体拘束も高齢者虐待の一部であると位置づけられている（厚生労働省：2006）。

2015 年 3 月 30 日受付／2016 年 6 月 30 日受理

*東洋大学大学院 福祉社会デザイン研究科 博士後期課程

身体拘束に対する法整備が進められている一方で、介護現場においては今なお身体拘束が行われている現状が後を絶たない¹⁾。全国抑制廃止研究会(2015)の「平成26年度介護保険関連施設等の身体拘束廃止の追跡調査及び身体拘束廃止の取組や意識等に関する調査研究事業報告書」では、回答施設(9,225施設)の約2割の施設で身体拘束が行われているという実態が明らかになっている。

身体拘束に対しての取組みが法制度のもとで行われている一方、介護現場では身体拘束が何らかの形で行われていることから、介護現場での身体拘束をどのようにして廃止させていくかは、喫緊の課題である。

身体拘束廃止の取組みの一つとして考えられるのが、身体拘束廃止に関する研修事業である。

認知症介護研究・研修仙台センター(2016)が発刊した「高齢者虐待対応実務上の課題と改善のポイント」によれば、虐待の発生の要因として、教育・知識・介護技術等に関する問題が一番多く、その中でも、組織の教育体制や職員教育の不備・不足が大きく関連していることが指摘されている。このことは、高齢者虐待行為の一種でもある身体拘束にも同様なことがいえると考えられ、身体拘束に対する知識や身体拘束を実施しない介護スキルについて学ぶ場が欠如していることが、身体拘束の発生要因と考えることができ、身体拘束廃止に関する学びの場を設置することが必要な措置として考えらえる。

高齢者虐待防止法第3条2項において、国や地方公共団体に対し、虐待防止の措置として、研修事業を展開することが求められている。

山口(2009)の指摘によれば、抑制せずに適切な介護を行えるかという具体的な実践方法を学ぶ場として、職場外の研修に参加することが重要であることを述べている。

身体拘束廃止に関する研修会について、山口(2013)の指摘によれば、身体拘束を行わないスキルを習得されるための重要な取組みの一つであることが述べられている。また岸ら(2010)の指摘によれば、研修によるスキルの底上げが虐待(身体拘束)予防対策の一つであることが述べられている。このように、身体拘束を廃止していくためには、身体拘束の知識や身体拘束を行わないためのスキルについて学ぶことが必要であり、その学びの場として、身体拘束廃止に関する研修事業は有効な取組みであるといえる。

以上のことから、本稿では「身体拘束廃止に関する研修事業」は身体拘束廃止における重要な取組みの一つとあると考え、身体拘束廃止に関する研修会事業に焦点をあてることとする。そして研修会に参加した職員の身体拘束に対する意識の変化、研修会への満足度を明らかにしたうえで、研修会が参加した職員にもたらした効果と今後の身体拘束廃止に関する研修会の課題について考察していくことを目的とする。

Ⅱ. 介護現場における緊急やむを得ない身体拘束が行われる背景に関する文献レビュー

現在の介護現場において、違法性と言われている身体拘束は無くなりつつあるが、緊急やむを得ないを理由とする身体拘束の実態は増えてきている。全国抑制廃止研究会(2010)の「介護保険関連施設の身体拘束廃止に向けた基礎的調査報告書」では、緊急やむを得ない場合に限り一定の手続きをしてその規定に則り実施している施設は74.2%と高い割合を示しており、緊急やむを得ない身体拘束の実施率が高いことが明らかになっている。

緊急やむを得ない身体拘束が介護現場において行われている背景として、以下の3点の理由が考えられる。

まず1つ目の背景として考えられるのは、介護現場における人材不足の問題である。

介護労働安定センターが実施した「平成25年度介護労働実態調査」では、1年間の介護職員の採用率は22.7%、離職率は17.7%、離職者のうち、1年未満の者は39.9%、1年以上3年未満の者は33.4%という結果が出ており、介護現場において介護職員がなかなか定着しておらず、マンパワー不足の現状が存在していることを示している（介護労働安定センター：2014）。また、職員が高齢者の人数に比べて少ない人数でケアを行っているため、利用者一人のケアに専心できない状況が介護の現場の中では存在していることが指摘されている（小長谷：2010）。マンパワー不足の問題により、個別ケアを行うことが難しい状態である中では、危険リスクを抱えている利用者に対して、その利用者のみで専念してケアを実践することは難しい。全国抑制廃止研究会（2015）の「平成26年度介護保険関連施設等の身体拘束廃止の追跡調査及び身体拘束廃止の取組や意識等に関する調査研究事業報告書」では、職員の人員体制が十分であるところは、身体拘束廃止を進めることが可能であると回答している一方、人員体制が不十分であるところは、身体拘束廃止を進めることは、現状困難であると回答しており、人員体制の状況が、身体拘束廃止の取り組みに影響していることが明らかになっている。介護職員には、利用者が安全に生活できる環境を作り上げていくことが求められている。また利用者の抱えている生活上の危険を回避する責務がある（松本：2009-10）。介護現場では、人員の状況などにより、安全優先、事故防止を優先するあまりに、心理的葛藤はあるが身体拘束はやむを得ないといった考えのあることが指摘されている（荒木ら：2006）。介護労働人材の不足により、個別ケアを提供する事が難しい現状の中で、利用者の危険リスクから安全を確保する方法として、緊急やむを得ない身体拘束を行わざるを得ない状況になってしまっていると考えられる。

2つ目の理由として考えられるのは、認知症ケアとの関係である。「平成25年度介護施設サービス・事業所調査」によれば、介護保険施設へ入居している高齢者の約90%は認知症を患っている高齢者であることが明らかになっている（厚生労働省：2014）。介護施設に入居している高齢者のほとんどが認知症高齢者である反面、施設内虐待を受けている利用者も認知症高齢者である。「平成25年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」では、高齢者虐待を受けている84.4%は重度の認知症を含む認知症高齢者であることが明らかになっている（厚生労働省：2015）。認知症高齢者が多い介護現場において、虐待行為が行われている背景には、介護現場において認知症高齢者に対するケアがまだ確立されていないことが関係しており、その中でも行動・心理病状（BPSD）に対するケアが関係している。身体拘束が行われている理由として、徘徊による転倒、異食の危険性など、BPSDによる行為からくる危険性から安全を守ることが挙げられている（滋賀県：2014）。柴尾は、BPSDへの対応が確立されていないことが施設内虐待の発生する要因の一つであることを指摘している（柴尾：2009）。BPSDは「不安感や不快感、焦燥感、ストレスなどの心理的要因が作用して出現するもの」（加藤：2013）、「環境の変化、身体状況、対応の仕方などの原因から出現する」（六角：2013）と言われており、発生の原因や頻度も人それぞれであるため、BPSDへの対応をマニュアル化することは、難しい状況である。BPSDの症状が出現した認知症高齢者に対して、どのようにして対応していけばいいのかという軸が定まらない中で、徘徊などの行為によるリスクに

対応するための一つ的手段として、緊急やむを得ない身体拘束を行わざるを得ない状況になってしまっていると考えられる。

3 つ目として考えられるのは、利用者の生命の保持との関係である。緊急やむを得ない身体拘束を行うためには、例外3原則の要件を満たす必要があるが、その中でも、生命の危険に晒される場合いわゆる切迫性を中心とするものが多い。切迫性を理由とする背景には、点滴や経管栄養等のチューブを抜かないようにまた、皮膚を掻きむしらないようにするため（義本：2008）、留意カテーテル等の自己抜去の危険があり、療養上の妨げになる場合などが挙げられている（荒井ら：2006）。

点滴等を抜いてしまうなどの行為は、最悪の場合、生命の危険性に直結する問題である。上記で示したとおり、個別ケアを提供する事が難しい中で、職員の目の行き届かないところでこのような行為が発生する可能性もある。渡辺は、身体拘束には圧倒的な害があるが、生命を守ることが優先される時期にはどうしても必要な拘束があるかもしれないことを指摘している（渡辺：2010）。十分なケアが行える施設環境ではない現状である中で、生命の危険性に結びつく行為を行ってしまう利用者に対して、生命を守る一つ的手段として、緊急やむを得ない身体拘束を行わざるを得ない状況になってしまっていると考えられる。

以上のように、様々な理由をもとに緊急やむを得ない身体拘束が行われている実態があり、今後の身体拘束廃止を考えていくうえでは、まずはやむを得ないをどの様に減少させ、廃止させていけばいいかを考えていくことが必要であると考えられる。そこで本研究では、研修会に参加した職員が、緊急やむを得ないを含む身体拘束に対する意識がどのように変化したかを見ていくことを目的とする。

Ⅲ. 調査内容

1. 対象・方法

本調査は、平成25年度にX県が主催して行われた身体拘束廃止に関する研修会に参加していた12施設の施設職員を対象とした。

X県では、平成18年度より、施設内において指導的立場の職員が中心となり、施設単位で身体拘束廃止に取り組む必要があることから、県内における身体拘束廃止に取り組む中核的施設を養成し、実践的な取り組みを行うことを目的に研修事業を展開しており、平成28年4月1日現在では、75施設が中核的施設として、身体拘束廃止の取り組みを実践している。このことから、X県では、身体拘束廃止に関する研修事業を継続的に実施し、身体拘束廃止の取り組みを推進していると判断したため調査対象とした。

本調査は、研修会開始前と修了後の2回に分けて実施した。研修会開始前の調査は2013年12月、研修会修了後の調査は2014年2月に、いずれも質問紙表を用いた自記式調査により実施した。

2. 倫理的配慮

調査は、所属大学院の研究倫理審査委員会の了承を得て実施した。調査対象者となる研修会受講者には、調査実施前に、調査内容の趣旨を説明し、了承された方のみ回答していただく形を取った。

3. 分析方法

分析対象は、研修会前に回答していただいた職員 31 名、研修会修了後に回答していただいた職員 29 名の回答を対象とする。方法は、EXCEL と SPSSver. 22 を用いて単純集計、クロス集計を行った。なお無回答は欠損値として処理している。また調査の中で得られた記述式回答においては、萱間（2010）の質的分析法を参考にカテゴリー化を行い、結果については、所属している大学院生、教員に意見を求め、客観性の担保に努めた。本文中では、カテゴリーは【】、記述された内容は<>で示すこととする。

研修会の評価について検討する枠組みとして、「カークパトリックの4段階評価」を参考とする。「カークパトリックの4段階評価」とは、レベル1: Reaction（研修参加者の満足度）、レベル2: Learning（研修参加者の学習到達度）、レベル3: Behavior（研修参加者の行動変容）、レベル4: Results（研修後の成果）の4段階に分け、プログラム評価を行っていくものである。レベル1: Reaction（研修参加者の満足度）では、研修会に対してどの程度満足しているのかを明らかにし、今後のプログラムに役に立てるために行われるものである（Kirkpatrick:2006）。

高齢者虐待防止に関する研修効果の検証について吉川（2014:177）によれば、「研修による教育効果をどのように考えるかについては諸説あるが、古典的ではあるものの、Kirkpatrickによる評価モデルが基本的な考え方として役に立つ」との指摘をしている。

このことから、本調査における研究会評価を行う上で、「カークパトリックの4段階評価」は最適であると考え、参照することとし、参加した職員の研修会に対する満足度がどうであったのかを参考に評価することにする。

IV. 結果

1. 研修会前後で見る身体拘束に対する意識の変化

参加職員の研修会前後での身体拘束に対する意識の変化について見たところ、研修会参加前の身体拘束の意識については「必要ない行為である」と回答した職員は、全体の 91.2%（31 名）、「必要な行為である」と回答した職員は、8.8%（3 名）であった。研修会修了後の身体拘束の意識については、「必要ない行為である」と回答した職員は、全体の 93.1%（27 名）、「必要な行為である」と回答した職員は、6.9%（2 名）であった。

次に上記の質問に対して、身体拘束が必要ではないという回答した職員を対象に、緊急やむを得ないとして行われる身体拘束に対しての意識について質問したところ、研修会参加前では、「必要な行為である」と回答した職員は、全体の 65.5%（19 名）、「必要ない行為である」と回答した職員は、34.5%（10 名）であった。研修会修了後では、「必要な行為である」と回答した職員は、全体の 40.7%（11 名）、「必要ない行為である」と回答した職員は、59.3%（16 名）であった。職種別による意識の変化を見てみると、介護職員と看護師において、研修会を受講したことによって、必要ない行為であるという意識が高まっており、経験年数別に変化を見てみると、5 年以上の職員において、研修会を受講したことによって、必要ない行為であるという意識が高まっているという結果であった。（図 1、図 2）

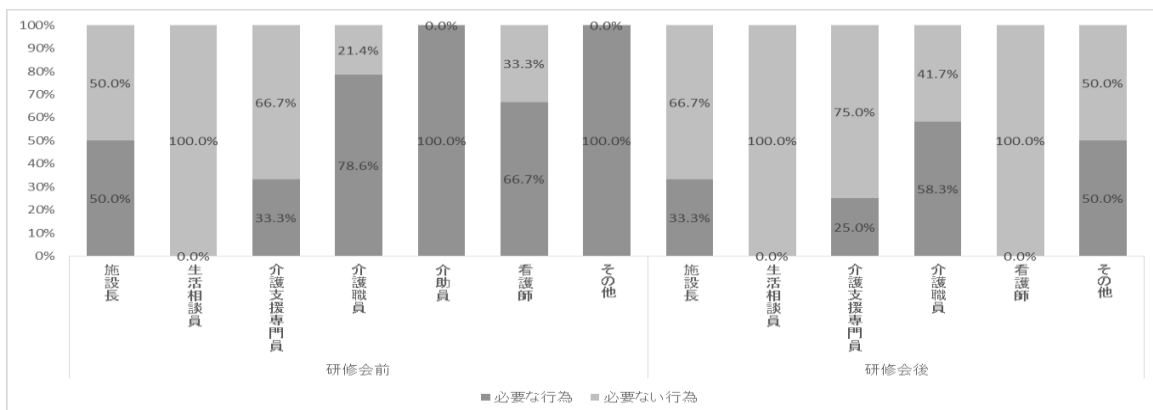


図1 研修会前後での緊急やむを得ない身体拘束に対する意識の変化（職種別）

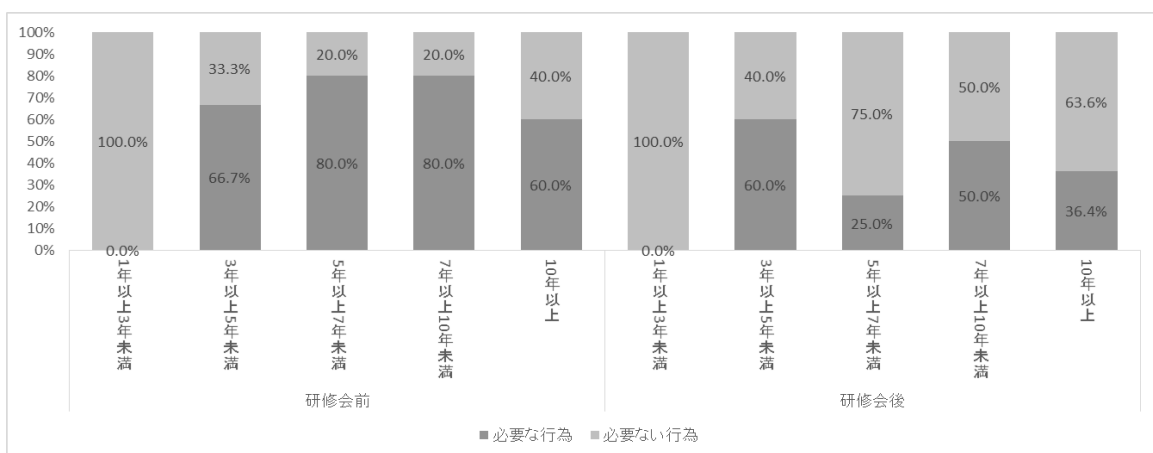


図2 研修会前後での緊急やむを得ない身体拘束に対する意識の変化（経験年数別）

2. 研修会前後で見る緊急やむを得ない身体拘束が必要であるという理由の変化(表1)

研修会を通じて、何故緊急やむを得ない身体拘束が必要であるのかということについての変化について、自由記述にて質問したところ、研修会参加前では、【マンパワー不足による見守りの限界】、【生命の危険性があり、代替案がない】、【転倒・転落から、利用者の安全を確保】、【家族からの責任追及の回避】、【利用者本人、家族からの要望】、【緊急性が高く、代替案がなく拘束する以外の手段がない】、【自傷行為や他者への暴力の回避】の7つのカテゴリーが抽出された。

【マンパワー不足による見守りの限界】では、＜職員が一人ひとりの利用者を見るのに限界があり、理想はしたくないが、してしまっているのが現状＞などの理由が挙げられている。

【生命の危険性があり、代替案がない】では、＜医療依存度が高かったり、命の危険にさらされている場合もある＞、＜それを行うことによって、さらにその方にとって命を守ることができる＞、などの理由が挙げられている。

【転倒・転落から、利用者の安全を確保】では、＜利用者の安全確保＞、＜転倒・転落防止をするため＞などの理由が挙げられている。

【家族からの責任追及の回避】では、＜家族より「何かあった時に責任を」とせまわれ

た時>という理由が挙げられている。

【利用者本人，家族からの要望】では，<ご本人，家族のご要望があった時>という理由が挙げられている。

【緊急性が高く，代替案がなく拘束する以外の手段がない】では，<緊急性の高いものは仕方がない>などの理由が挙げられている。

【自傷行為や他者への暴力の回避】では，<他利用者への暴力>，<自傷行為や他者傷行為>という理由が挙げられている。

研修会修了後では，【マンパワー不足による見守りの限界】，【生命の危険性があり，代替案がない】，【家族からの責任追及の回避】，【自傷行為や他の利用者の暴力回避】，【職員の安全確保】の5つのカテゴリーが抽出された。

【マンパワー不足による見守りの限界】では，<マンパワー不足により，仕方がなく拘束している（転倒のリスクが高い，転落のリスクが高い，胃ろうチューブ抜去するためにミトン使用など，いろいろな理由をつけているが）状況は間違えなくある>などの理由が挙げられている。

表1 研修会前後で見える緊急やむを得ない身体拘束が必要であるという理由の変化

	カテゴリー	コード
研修会前	マンパワー不足による見守りの限界	一般的にケアの現場でこれだけマンパワーが足りない中，多くの施設，スタッフが考えて考えて考えた末，行っている 職員が一人ひとりの利用者を見るのに限界があり，理想はしたくないが，してしまっているのが現状 現状の職員体制，施設環境からやむを得ないこともある
	生命の危険性があり，代替案がない	医療依存度が高かったり，命の危険にさらされている場合もある それを行うことによって，さらにその方にとって命を守ることができる その方の状況をみて，生命の危険と判断した場合は必要だと思う
	転倒・転落から，利用者の安全を確保	利用者の安全確保 安全面のことを考えると必要だがら 転倒・転落防止をするため
	家族からの責任追及の回避	家族より「何かあった時に責任を」とせまわれた時
	利用者本人，家族からの要望	ご本人，家族のご要望があった時
	緊急性が高く，代替案がなく拘束する以外の手段がない	身体拘束というものが手段の一つというちはなくせないと思う “必要な行為”ではなく，“必要な場合がある行為”と捉えている 基本的には必要ないと思うが，安全，代替がどうしてもない時は必要なのではないかと思う
	自傷行為や他者への暴力の回避	他利用者への暴力 自傷行為や他者傷行為
研修会后	マンパワー不足による見守りの限界	マンパワー不足により，仕方がなく拘束している（転倒のリスクが高い，転落のリスクが高い，胃ろうチューブ抜去するためにミトン使用など，いろいろな理由をつけているが）状況は間違えなくある一時的で，職員がその方にマンツーマン対応ができない状況の時は事故防止する為
	生命の危険性があり，代替案がない	命の危険があり，代替なものがない場合のみ 生命に関わることや重大な事故につながるものであって代替案がない場合 身体・生命を保護するために他にどうしても手法がない場合
	家族からの責任追及の回避	事故やケガに至ってしまった場合のクレーム，保障を考えると仕方がない
	自傷行為や他の利用者の暴力回避	徘徊や興奮状態である場合など他の利用者に対して危害を加える場合 他者に影響があり，代わりになる案がない
	職員の安全確保	他利用者への危険やスタッフを守るため

【生命の危険性があり、代替案がない】では、＜命の危険があり、代替なものがない場合のみ＞、＜生命に関わることや重大な事故につながるものであって代替案がない場合＞などの理由が挙げられている。

【家族からの責任追及の回避】では、＜事故やケガに至ってしまった場合のクレーム、保障を考えると仕方がない＞という理由が挙げられている。

【自傷行為や他の利用者の暴力回避】では、＜徘徊や興奮状態である場合など他の利用者に対して危害を加える場合＞などの理由が挙げられている。

【職員の安全確保】では、＜他利用者への危険やスタッフを守るため＞などの理由が挙げられている。

3. 受講者による研修会プログラムに対する評価（表2）

中核的施設の取り組みや役割、身体拘束廃止への取り組み、歴史など研修会が実施した7つのプログラムについて、研修会前での期待度と研修修了後のプログラムについての評価を聞いたところ、研修会前のプログラムへの期待度は、各プログラムとも、「期待している」という回答が多く、受講者の期待度が高かった。また、研修会修了後のプログラムへの評価については、各プログラムとも「期待どおりであった」という回答が多く、受講者が期待していた内容のプログラムであったことが明らかになった。

表2 研修会各プログラムに対する評価

	内容		n	%
中核的施設の取り組みと課題・事例検討	事例検討を通じて、中核的施設の取り組みと課題について理解する	期待した通りであった	26	89.7
		期待したものではありません	3	10.3
中核的施設の役割と地域でのネットワークについて	地域における中核的施設の役割について理解する	期待した通りであった	24	88.9
		期待したものではありません	3	11.1
国内外での身体拘束及び高齢者虐待の取り組みについて	国内外についての身体拘束並びに高齢者虐待防止についての取り組みの現状について理解する	期待した通りであった	24	92.3
		期待したものではありません	2	7.7
身体拘束廃止の取り組みの歴史、現状、緊急時の身体拘束の現状と課題について	身体拘束廃止の取り組みの歴史と現状、緊急やむを得ない身体拘束の現状と課題について理解する	期待した通りであった	24	92.3
		期待したものではありません	2	7.7
身体拘束がいけない理由について	模擬体験を通じて、身体拘束がどのような行為なのか、何故いけないのかを理解する	期待した通りであった	22	88.0
		期待したものではありません	3	12.0
利用者を中心としたケアへの転換について	「ひもときシート」を活用した利用者を中心としたケアについて理解する	期待した通りであった	21	91.3
		期待したものではありません	2	8.7
身体拘束廃止における中核的施設の実践報告	過去の研修に参加し、中核的施設として身体拘束廃止の取り組みを行っている施設の実践報告をもとに中核的施設の役割について理解する	期待した通りであった	23	88.5
		期待したものではありません	3	11.5

4. 研修会全体への満足度

研修会全体への満足度について聞いたところ、「満足できた」と回答した職員は 82.8% (24名)、「満足できなかった」と回答した職員は 17.2% (5名)であり、参加した職員の大半は、研修会に対して満足感を持っているということが明らかになった。

「満足できた」と回答した職員にどのような点が満足できたのかを自由記述にて質問したところ、【他施設との情報共有や今後の課題の明確化】【身体拘束に対する取り組みの再確認】、【人権や尊厳、利用者視点での身体拘束の取り組みの視座】、【身体拘束に対する意識変化】、【自施設における拘束廃止への新たな視点】の5つのカテゴリーが抽出できた。

【他施設との情報共有や今後の課題の明確化】では、＜身体拘束に関する他施設との意識のギャップや自施設における強み、弱みが明確化できた＞、＜他の施設の方々の取り組みへの課題等を聞くことができ、勉強になった＞などの理由が挙げられている。

【身体拘束に対する取り組みの再確認】では、＜改めて拘束について考えを改める機会になった＞、＜身体拘束の考え方、拘束をしようとする心理行為上の問題にとらわれすぎている事を再確認した＞などの理由が挙げられている。

【人権や尊厳、利用者視点での身体拘束の取り組みの視座】では、＜利用者の人権を考える機会になり、すぐにでも現場で実践したいと思った＞など理由が挙げられている。

【身体拘束に対する意識変化】では、＜参加職員のさらなる意識付けがなされ、まとまるが出来てきた＞、＜身体拘束をしないという意識を強く持てた＞などの理由が挙げられている。

【自施設における拘束廃止への新たな視点】では、＜自施設で行う予定である研修に大変参考になった＞、＜施設内の現状を把握し改善に向けて発信していきたい＞などの理由が挙げられている。

表3 研修会評価に対する理由

	カテゴリー	コード
満足できた点	他施設との情報共有や今後の課題の明確化	身体拘束に関する他施設との意識のギャップや自施設における強み、弱みが明確化できた 他の施設の方々の取り組みへの課題等を聞くことができ、勉強になった 参加施設との交流の中で同じ問題を抱えていることを知り、励みになった
	身体拘束に対する取り組みの再確認	改めて拘束について考えを改める機会になった 身体拘束の考え方、拘束をしようとする心理行為上の問題にとらわれすぎている事を再確認した 身近で行っている事を再度考え検討する機会をと思う
	人権や尊厳、利用者視点での身体拘束の取り組みの視座	利用者の人権を考える機会になり、すぐにでも現場で実践したいと思った 人の尊厳、ご利用者視点の大切さ、自分が介護に関わっていることへの意識も考えることになった
	身体拘束に対する意識変化	参加職員のさらなる意識付けがなされ、まとまるが出来てきた 今実施していることは拘束なのだ認識でき、その行為方法を改めなくてはいけないと考え、代替の方法のヒントを得ることが出来た 身体拘束をしないという意識を強く持てた
	自施設における拘束廃止への新たな視点	自施設で行う予定である研修に大変参考になった 施設の職員一人一人に身体拘束等を教え、心のケアをより行うように教えていきたい 施設内の現状を把握し改善に向けて発信していきたい
満足できなかった点	研修会のプログラム内容の物足りなさ	中身がもう少し濃いものだと良かった 今の時代に沿った研修内容を検討してほしい 「実践」を考えると、もう少し踏み込んで話を聞ければ
	拘束廃止中心的施設としての不安	今後、モデル事業として取り組むには少し自信がない 自施設での活動には役立つが、地域ネットワーク作りまで担うことは難しいと感じた
	研修の演習方法の不適切さ	当たり前に廃止されているはずの身体拘束をまだ問題として抱えている施設をグループワークすることは非常に難しい

「満足できなかった」と回答した職員にどのような点が満足できなかったのかを自由記述にて質問したところ、【プログラム内容の物足りなさ】、【拘束廃止中心的施設としての不安】、【演習方法の不適切さ】の3つのカテゴリーが抽出された。

【プログラム内容の物足りなさ】では、＜中身がもう少し濃いものだと良かった＞、＜今の時代に沿った研修内容を検討してほしい＞など理由が挙げられている。

【拘束廃止中心的施設としての不安】では、＜今後、モデル事業として取り組むには少し自信がない＞などの理由が挙げられている。

【演習方法の不適切さ】では、＜当たり前廃止されているはずの身体拘束をまだ問題として抱えている施設をグループワークすることは非常に難しい＞という理由が挙げられている。(表3)

V. 考察

以上の調査結果より、以下の3点について考察していくこととする。

1. 身体拘束への意識の変化から見る研修会の効果

調査結果より研修会を通じて、身体拘束に対する「必要ではない」という意識が強まったことが明らかになっている。緊急やむを得ない身体拘束に対する意識については、研修会を通じて、「必要である」という意識から「必要ではない」という意識に変化していったことが明らかになっている。緊急やむを得ないに限り一定の手続きをしてその規定に則り実施している施設が多くなってきている中、研修会を通じて、緊急やむを得ないを理由として行われる身体拘束についても、違法性と呼ばれている身体拘束同様、介護現場では必要ない行為であるという意識付けを参加職員に対して行えたことは、研修会の効果であると考えられる。

2. 満足度から見る研修会の評価

「カークパトリックの4段階評価」を参考に研修会の評価について見てみると、研修会が実施したプログラムは、研修会前では、各プログラムに対し「期待している」と回答しており、研修会後では、各プログラムに対し、ほとんどの職員が「期待通りであった」と回答している。研修会の満足度について見てみると、参加した職員の約8割の職員が研修会について「満足できた」回答している。このことから、参加した職員にとって、評価の高い満足いく研修会であったことが考えられる。

満足できた理由については、他施設との情報共有や自施設の取り組みの再確認、身体拘束への意識の変化等の理由が挙げられている。研修会に参加することは、他施設と触れ合う機会であり、そのことによって自施設では見えなかった課題や新しい取り組みの方法等を身に付けるなど、職員がスキルアップできる貴重な場所である。身体拘束の問題は、施設内で取り組むことも重要ではあるが、他施設と協力し合いながら取り組むことも重要な事である。そのためにも、このように行われている研修会は非常に重要な機会である。研修会に参加した職員は、満足できた理由について、他施設との情報共有や自施設の取り組みの再確認、身体拘束への意識の変化等の理由が挙げられており、身体拘束廃止の為として行われている研修会としての意義が参加した職員に対し伝えられたことが、満足度の高

い研修会になったと考えられる。また参加した職員に対し、「期待した通り」のプログラムを提供する事ができ、身体拘束やケアの在り方について学習する機会を提供する事が出来たことも満足度の高い研修会になったと考えられる。

3. 研修会における今後の課題

研修会の参加を通じて、緊急やむを得ない身体拘束に対する意識が、必要な行為という意識から、必要のない意識へと変化した一方で、【マンパワー不足による見守りの限界】、【生命の危険性があり、代替案がない】【家族からの責任追及の回避】、【自傷行為や他の利用者への暴力回避】を理由に、やむを得ない身体拘束が必要であるという意識を持っている職員がいることが明らかになった。また、【プログラム内容の物足りなさ】、【拘束廃止中心的施設としての不安】、【演習方法の不適切さ】を理由に、研修会が満足のものではなかったと感じている職員がいることが明らかになっている。以上の結果から、研修会の今後の課題として、以下の3点が考えられる。

第1として、リスクマネジメントに対するプログラムの必要性である。本調査において、マンパワー不足、生命の危険性、利用者家族からの責任追及を理由に、緊急やむを得ない身体拘束が必要な行為であると考えていることが明らかになった。

マンパワー不足により、個別ケアを行う事が難しい状態である中、転倒や転落や経管チューブを抜去してしまう等、利用者の生命を脅かしてしまうリスクに対応することは難しい。

転倒・転落をしてしまうことは、大怪我に繋がる可能性があり、そのことによって、寝たきりの生活になってしまう等、その後の生活に大きく影響を与えてしまう事に繋がってしまうことになる行為であると考えられる。また経管チューブを抜去してしまうことは、利用者の生命を落としてしまう行為であると考えられる。このような状態になった場合、どうしてそのような結果になってしまったのかなど、家族からの責任追及は避けられない。しかし施設として、どのようにアセスメントを行い、身体拘束を実施せずに利用者の安全を守るケアマネジメントを行ったのかを十分に説明できれば、利用者家族も強く責任追及してくることはない。身体拘束ゼロへの手引きの中で、「サービス提供に至るまでの過程と根拠が不明確ならば、利用者や家族としては、事故という結果をもってサービスを評価せざるを得ない」を記している（厚生労働省：2001）。

緊急やむを得ないものを含む身体拘束を行わない介護を実践するには、利用者が抱えているリスクを施設側と利用者家族側双方が共通理解し、リスクに対して身体拘束を実施せずに対応していくための具体的な説明を行い、理解していただくことが重要な事になってくる。施設側の説明が不十分であり、その中で事故などにより生命の危険性が脅かされてしまう状態になってしまった場合、利用者家族としては、安全や生命を守るために身体拘束を行う事が必要であると考えてしまう。しかし取り組みが十分であり、利用者家族が納得のいくものであるならば、身体拘束を行わないケアを実践することは可能である。

研修会に参加するそれぞれの施設によって、施設環境には相違があるが、与えられている環境の中で、身体拘束をせずに利用者のリスクに対応していくには、どのような取り組みが必要なのかを考え、理解するプログラムを組み込む必要があると考えられる。

第2として、認知症ケアに対するプログラムの必要性である。本調査において自傷行為や他者への暴力を回避するために、緊急やむを得ない身体拘束が必要な行為であると考

えていることが明らかになった。

自傷行為や他者への暴力など BPSD の症状による行為は、皮膚の悪化や大けがを負うなど、その後の生活に支障をきたす可能性がある。しかし BPSD を予防するという理由でやむなしに身体拘束を行うことは、かえって BPSD の症状を悪化させてしまうことに繋がってしまう。身体拘束によって BPSD の症状を抑えるのではなく、BPSD が起きた背景は何であるのか、BPSD のある認知症高齢者の心理状態はどういう状態であるのか等、利用者が置かれている状況をまず読み解くことが重要であり、職員一人一人が認知症ケアに対する正しい知識を身に付けることが必要になってくる。

そのためにも研修会では、認知症というものがどのようなものを理解する機会を提供し、それを踏まえ、BPSD を軽減させるケアを実践するためにはどのような取り組みが必要であるのかを考えるプログラムを組み込む事が必要であると考えられる。

第3として、研修会参加者へのフォローアップの時間を設けることである。本調査において、プログラムへの物足りなさや演習方法の不適切さなどを理由に研修会に満足できなかったと感じている職員や、各プログラムに対し期待したものではなかったと感じている職員がいることが明らかになった。

参加しているすべての職員にとって満足できる内容でのプログラムを研修会として提供することは理想ではあるが、各施設の環境や状況などによって、必ずしも参加している職員にとっては満足できない、期待通りではないプログラムが組み込まれてしまっている可能性もある。

そのためにも、研修全体のプログラムとは別に、参加した職員一人一人に対応できるフォローアップの時間を設けることが必要であると考えられる。

VI. おわりに

本調査は、研修会前後の2回にわたり調査を行ったが、調査時の参加者の欠席、研修中に職員の退職または移動により、一部前後で対象者に違いが生じてしまっている。意識の変化や各プログラムへの評価、満足度に対しては、各参加者のそれぞれの意見であるため、非常に重要なものではあるが、参加したすべての職員に意見を聞けていない部分は本調査の限界である。

本研究では、X 県が行っている身体拘束廃止に関する研修事業に焦点を当て、研修会に参加した職員に対しての研修会の効果、評価、今後の課題について検討を行ってきた。本研究は、X 県が行っている研修会事業が対象の為、この結果をもって身体拘束廃止研修会の在り方について一般化することは難しい。現在各県で様々な形で身体拘束廃止に関する研修会が実施させている。今後は、各県で行われている研修会プログラムとの比較などを行いながら、身体拘束廃止研修会がどうあるべきかを検討していくことが必要である。

また今回の調査では研修参加者の満足度をもとに研修会の評価を行った。今後は、研修会に参加した職員が施設に戻り、どのような効果を与え、施設がどのように変わっていったのかをインタビュー調査等で事後調査を行い明らかにしていくことが必要であると考えている。その結果と本稿の結果を合わせ、この研修会が参加した職員に対してどのような効果があったのかを再度検討し、評価していくことが今後の課題である。

注

- 1) 【埼玉県】2013年度に県内の介護施設で虐待を受けた高齢者は16人で、「ストレッチャーなどの手すりに手を縛った」などの身体拘束が行われていた。(東京新聞 Web: <http://www.tokyo-np.co.jp/article/saitama/20150211/CK2015021102000166.html> 20150307) 【千葉県】2013年度に県内の特別養護老人ホームなどの施設職員から虐待を受けた高齢者は21人で、施設長・介護職員による身体拘束が行われていた。(東京新聞 Web: <http://www.tokyo-np.co.jp/article/chiba/20150211/CK2015021102000163.html> 20150307)

引用文献

- 荒木隆俊, 松田水月, 櫻井嘉宏 (2006) 「身体拘束に関する一考察 - 特別養護老人ホーム施設職員の意識調査から, 介護の視点を探る -」『羽陽学園短期大学紀要』7 (4), 361-380.
- 介護労働安定センター (2014) 「平成25年度介護労働実態調査」(http://www.kaigo-center.or.jp/report/pdf/h25_chousa_kekka.pdf 20150307).
- 加藤伸司 (2013) 「第4章 認知症の人の心理的特徴」日本認知症ケア学会編『改訂3版 認知症ケアの基礎』ワールドプランニング, 43-58.
- 岸恵美子, 岩下純子, 松下年子, 吉岡幸子, 林有子 (2010) 「施設内高齢者虐待が生じる背景と介護職の認識及び体験」『高齢者虐待防止研究』, 6 (1) 101-114.
- 小長谷百絵 (2010) 「第2章 施設での高齢者虐待の特徴と対応」高崎絹子監修『実践から学ぶ高齢者虐待の対応と予防』日本看護協会出版会, 41-47.
- 萱間真美 (2010) 『質的研究実践ノート - 研究プロセスを進める clue とポイント』医学書院
- Kirkpatrick D.L. and Kirkpatrick J.D. (2006). *Evaluating Training Programs: The Four Levels (3rd edition)*, Berrett-Koehler.
- 厚生労働省 (2001) 「身体拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアにかかわるすべての人に～」, 厚生労働省.
- 厚生労働省 (2014) 「平成25年度介護施設サービス・事業所調査 (概要版)」(http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service13/dl/gaikyo.pdf_20150307).
- 厚生労働省 (2015) 「平成25年度高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (概要版)」(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/000073579.pdf_20150307).
- 厚生労働省老健局 (2006) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」, 厚生労働省老健局.
- 松本明美 (2009-2010) 「認知症高齢者の身体拘束と人権尊重のあり方—介護保険施設の看護・介護職の調査からの検討—」『ヘルスサイエンス研究』, 35-43.
- 認知症介護研究・研修仙台センター (2016) 『高齢者虐待対応実務上の課題と改善のポイント』, 認知症介護研究・研修仙台センター.
- 六角僚子 (2013) 「第4章 認知症ケアのアセスメント方法」日本認知症ケア学会編『改訂3版 認知症ケアの実際 I : 総論』ワールドプランニング, 65-101.
- 柴尾慶次 (2009) 「養介護施設, 養介護施設従事者による虐待発生の構図」『高齢者虐待防止研究』5 (1), 45-48.

滋賀県 (2014) 『平成 25 年度 滋賀県身体拘束実態調査結果報告書』

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/koureisyyagyakutai/files/h25kekka.pdf>
20150307).

特定非営利活動法人全国抑制廃止研究会 (2010) 『介護保険関連施設の身体拘束廃止に向けた基礎的調査報告書』, 特定非営利活動法人全国抑制廃止研究会.

特定非営利活動法人全国抑制廃止研究会 (2015) 『平成 26 年度介護保険関連施設等の身体拘束廃止の追跡調査及び身体拘束廃止の取組や意識等に関する調査研究事業報告書』, 特定非営利活動法人全国抑制廃止研究会.

山口光治 (2009) 『高齢者虐待とソーシャルワーク』 みらい, 179.

山口友佑 (2013) 「認知症高齢者に対する身体拘束廃止を目的とする取り組みの検討—介護を行っている職員のアンケート調査から—」 『東洋大学大学院紀要』 50, 139-158.

吉川悠基 (2014) 「施設利用者を虐待するに至るプロセスと研修の効果」 『認知症ケア事例ジャーナル』 7 (2), 171-179.

義本純子 (2008) 「高齢者施設における身体拘束廃止に関する介護・看護職員の意識について」 『北陸学院短期大学紀要』 40, 113-122.

渡辺裕美 (2002) 「身体拘束をなくすための知識と技術」 『月刊総合ケア』 12(5), 6-12.

Effect and Issues on the Workshop business for Physical Restraint abolishment at to nursing care facilities

-Results from survey on the X Prefecture Physical Restraint Abolition Workshop business-

Yuusuke YAMAGUCHI

The purpose of this study is will focus on the physical restraint abolishment business, which is one of the physical restraint abolishment of efforts in nursing care facilities, it's made clear about the degree of satisfaction to the change in consciousness and the workshop of the staff who participated and the effect of the workshop, the grade to the workshop and future's problem are considered.

The study method was to subject the staff that X prefecture is participating in 2013 fiscal physical restraint abolishment workshop being implemented, we conducted a questionnaire before and after training sessions.

As a result, clear that a change in consciousness to a physical restraint including emergency unavoidable was seen before and after a workshop and that the degree of satisfaction to the workshop is high.

However, the presence of the staff you are not satisfied for staff and training meetings not seen a change in the awareness of the physical restraint through the workshop as a challenge became clear.

The method of future those program, it became clear that it is necessary to continue to provide appropriate content to the current skills and participating personnel to not performed physical restraint including emergency unavoidable.

Key Words : Emergency and unavoidable, Physical Restraint, Workshop, Effect, Evaluation